

京都市建築基準法による事務の一部に従事させる消防職員の併任に関する規則を
廃止する規則を公布する。

平成21年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第55号

京都市建築基準法による事務の一部に従事させる消防職員の併任に関する
規則を廃止する規則

京都市建築基準法による事務の一部に従事させる消防職員の併任に関する規則は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)